

重要事項説明書（このまち電気（低圧動力））

この説明書は、当社の電気（このまち電気（低圧動力））をご契約いただく際に注意が必要な重要事項について記載したものです。契約をご希望の場合は、下記内容を十分にご確認・ご理解いただいたうえでお申し込みください。なお、契約の詳細については、当社ホームページ等で公開しております電気需給約款（このまち電気）でご確認ください。

1. 小売電気事業者および契約媒介業者等について

- ・電気の販売は当社が行いますが、契約の媒介業務については契約媒介業者等が行う場合があります。
- ・当社の代理店および媒介店の詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

2. 契約のお申し込み

- ・お客さまが電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款（このまち電気）の内容を承諾のうえ、当社ホームページ等よりお申し込みいただきます。

3. 契約の成立

- ・需給契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- ・当社のガス料金や電気料金等を支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない場合など、契約のお申し込みを承諾できない場合があります。

4. 需給開始日

- ・需給開始日は、原則として以下のとおりとし、契約手続きが完了した後に当社所定の方法によりお知らせいたします。
 - ①他の電力会社から当社へ切替えられる場合
 - ・需給契約が成立し所定の手続きが完了した日以降に到来する最初の検針日等
 - ②転居等により新たに使用開始される場合
 - ・入居日などお客さまがご希望される日

5. 供給電圧および周波数

- ・供給電圧は 100 ボルトまたは 200 ボルト、周波数は 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

6. 適用区域

- ・当社の電気（このまち電気（低圧動力））がご利用できる区域は、別表 1 の適用区域といたします。

7. 契約電力

- ・各月の契約電力は、原則、その 1 月の最大需要電力と前

11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- ・お客さまが、当社と新たに需給契約を締結される場合（契約の種類または契約種別の変更を含む）、前 11 月の最大需要電力が不明なときは、需給開始日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と需給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、需給開始の日以降に当該需要場所における前 11 月の最大需要電力が判明した場合には、以降の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

8. みなし契約電力

- ・お客さまが主開閉器契約にて需給契約を締結することを希望され、当社がこれを承諾した場合の契約電力は、7. 契約電力にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、9. 契約容量により算定された値といたします。（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）

9. 契約容量

- ・契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
- ・当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ・契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。
- ・交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- ①供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

【算定式】

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト) ×
1/1000

②供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

【算定式】

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732× 1/1000

10. 電気料金

- ・電気料金は別表2の料金表に基づいて計算いたします。

11. 使用電力量および料金計算方法

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が行います。
- ・料金の算定期間は、託送約款に定める検針期間または計量期間等とし、一般送配電事業者から受領した使用電力量に基づき料金を計算いたします。なお、電気の需給を開始した場合や需給契約が消滅した場合等は、日割計算をいたします。

12. 電気料金等のお知らせ

- ・当社は、お客様の使用電力量や料金請求額等を、当社のWebサイト上のマイページにてお知らせいたします。

13. 電気料金のお支払い方法

- ・電気料金は、口座振替またはクレジットカード払いの方法により、お支払いいただけます。ただし、電気の需給開始後、手続きが完了していない場合等、払込みの方法でお支払いいただく場合があります。

14. お客様からのお申し出による契約の変更・解約

- ・料金プランの変更や引越（転居）等により需給契約の解約を希望される場合は、当社の問合せ窓口までご連絡ください。ただし、他の電力会社への切替を希望される場合は、当該電力会社へご連絡いただき、当社への解約の連絡は必要ありません。

15. 当社からの契約の変更

- ・当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款や関係法令等が改正された場合や電気料金を改定する場合など、電気需給約款（このまち電気）を変更することがあります。この場合、お客様への供給条件は、変更後の約款によるものとなります。なお、約款の変更はあらかじめ当社のホームページ等でお知らせいたします。
- ・約款の変更に伴う供給条件の説明、契約変更前および契約変更後の書面交付は、当社のホームページに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法により行います。

16. 契約の解約

- ・お客様が、電気料金を支払期限日までに支払われていない場合、翌月の電気料金に合算して請求させていただきます。
- ・さらにお客様が、合算した2か月分の電気料金を支払期限日までに支払われていない場合、当社は事前に通知をしたうえで、原則、需給契約を解約させていただきます。

17. 工事費等

- ・託送供給等約款に基づいて、当社が一般送配電事業者から工事費等の請求を受けた場合、その工事費等については、お客様にご負担いただきます。なお、支払いの方法については当社の指定する方法によります。

18. 電気の需給に関するお客様のご協力をお願い

- ・電気需給に当たり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された以下のような事項について、お客様にご協力をお願いする場合があります。
 - ①電気工作物の確認や検査等のため、お客様の土地・建物に立ち入らせていただくこと。
 - ②お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害している、または妨害する恐れがある場合、お客様の負担で必要な設備を施設していただくこと。

19. 調査・保安に対するお客様のご協力をお願い

- ・一般送配電事業者または登録調査機関は法令により、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、必要があるときには電気工作物の配線図を提示していただきます。
- ・お客様の電気工作物に異常や故障が発生した、または発生する恐れがある場合、一般送配電事業者へ連絡していただきます。

20. 他の電力会社から当社へ切替えられる場合の注意点

- ・他の電力会社から当社へ切替えられる場合、他の電力会社との契約条件により、お客様に解約金等の不利益事項が発生する場合があります。当社とのご契約の前に、他の電力会社との契約内容を十分にご確認ください。

21. 当社からのお知らせ方法について

- ・当社は、各種のお知らせを、EメールやSMS（ショートメッセージサービス）などによりお知らせする場合があります。

小売電気事業者	
事業者名：	広島ガス株式会社
住所：	広島県広島市南区皆実町2丁目7番1号
登録番号：	A0822
問合せ先：	このまち電気お客さまセンター
電話番号：	0570-041-222
	(ナビダイヤルをご利用になれない場合：082-258-2456)
受付時間：	8：50～17：30
	(土・日・祝日・年末年始(12/31～1/4)・5/1除く)

別表1. 適用区域

エリア名称	適用地域
東北エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
関東エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)
中国エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

別表2. 料金プラン

1. 料金プランの種類

料金プランは次のとおりとし、いずれかのプランを選んでいただきます。

料金プラン	このまち電気動力ダイレクト このまち電気動力ダイレクト(グリーン)
-------	--------------------------------------

2. プラン内容

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれかに該当するものに適用いたします。

- ① 最大需要電力またはみなし契約電力が原則として50キロワット未満であるもの。
- ② 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、①電灯もしくは小型機器を使用する契約種別に関する契約電力、契約電流もしくは契約容量と動力を使用する契約種別に関する契約電力の合計、または、②電灯もしくは小型機器を使用する契約種別に関する契約電力、契約電流もしくは契約容量と動力を使用する契約種別に関するみなし契約電力の合計が50キロワット未

満であるもの。(この場合、契約電流は10アンペアを、契約容量は1キロボルトアンペアを、それぞれ1キロワットとみなす)

(2) このまち電気動力ダイレクト(グリーン)

当社が供給する電気は、原則として当社が非化石証書等を利用することで、実質的に再生可能エネルギー由来とみなされ、電気のCO₂排出量を実質的にゼロといたします。ただし、非化石証書の調達状況等により、CO₂排出量を実質的にゼロとならない場合があります。この場合においても、当社は責任を負いません。

(3) 料金

料金は、料金表により計算された基本料金、市場電力量料金、その他従量料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(4) 料金表

① 基本料金

(イ) 東北エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力1 キロワット につき	630.30円
主開閉器 契約	みなし契約 電力1キロ ワットにつ き	457.60円

※実量契約における各月の最大需要電力が0.5キロワットの場合、半額とする。

(ロ) 関東エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力1 キロワット につき	731.97円
主開閉器 契約	みなし契約 電力1キロ ワットにつ き	461.14円

※実量契約における各月の最大需要電力が0.5キロワットの場合、半額とする。

(ハ) 中国エリア

契約方式	区分	単価
実量契約	契約電力1 キロワット につき	568.70 円
主開閉器 契約	みなし契約 電力1キロ ワットにつ き	466.40 円

※実量契約における各月の最大需要電力が0.5キロワットの場合、半額とする。

なお、各月の使用電力量が0キロワット時の場合、当該月については上記金額の半額といたします。

② 市場電力量料金

30分毎の使用電力量×{30分毎のエリア
アプライス÷(1-エリア損失率)×
(1+消費税率)}

(イ) エリアアプライス

日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指し、変動いたします。(上限はありません。)

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送約款に定める損失率

エリア	エリアア プライス	エリア損 失率
東北エリア	東北エリア プライス	8.5%
関東エリア	東京エリア プライス	6.9%
中国エリア	中国エリア プライス	7.7%

③ その他従量料金

(イ) このまち電気動力ダイレクト

東北エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	8.57 円
事業運営費	1kWh	5.45 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金 対応費	1kWh	1.10 円
法令に定めら れた費用	1kWh	0.00 円
グリーン オプション費	1kWh	0.00 円

関東エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	4.54 円
事業運営費	1kWh	5.45 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金 対応費	1kWh	1.10 円
法令に定めら れた費用	1kWh	0.00 円
グリーン オプション費	1kWh	0.00 円

中国エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	6.07 円
事業運営費	1kWh	5.45 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金 対応費	1kWh	1.10 円
法令に定めら れた費用	1kWh	0.00 円
グリーン オプション費	1kWh	0.00 円

(0) このまち電気動力ダイレクト(グリーン)

東北エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	8.57 円
事業運営費	1kWh	6.55 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金 対応費	1kWh	1.10 円
法令に定めら れた費用	1kWh	0.00 円
グリーン オプション費	1kWh	1.10 円

関東エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	4.54 円
事業運営費	1kWh	6.55 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金 対応費	1kWh	1.10 円
法令に定めら れた費用	1kWh	0.00 円
グリーン オプション費	1kWh	1.10 円

中国エリア

項目	単位	単価
託送料金	1kWh	6.07 円
事業運営費	1kWh	6.55 円
管理費	1kWh	4.35 円
容量拠出金 対応費	1kWh	1.10 円
法令に定めら れた費用	1kWh	0.00 円
グリーン オプション費	1kWh	1.10 円

※(イ)(0)の管理費は別表3により、毎年見直します。

※①③の単価には消費税等相当額を含みます。

別表3. 管理費の算定

- ① 料金の算定開始日が当年4月1日から翌年3月31日までの管理費は以下の算式により算定いたします。
管理費 = $4.35 \times (\text{前年のCPI} \div \text{基準年のCPI})$
CPI: 総務省発表の2020年基準消費者物価指数(年平均)における「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」
基準年のCPI: 107.0 (2024年のCPI)
- ② 算定した管理費が4.35円を下回る場合、管理費は4.35円といたします。
- ③ 算定した管理費は、当社のWebサイトにより、算定後すみやかにお知らせいたします。